

国際熱帯木材協定改定交渉の妥結について

平成 18 年 2 月

林 野 庁

1. 概要

平成 18 年 1 月 16 日からジュネーブで開催されていた国際熱帯木材協定 (International Tropical Timber Agreement, ITTA) 改定交渉会議において、1 月 27 日午後、次期協定が採択された。現行の国際熱帯木材協定が 2006 年末に失効することから、2004 年 7 月から、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の下で協定改定交渉が行われてきたもので、1 年半にわたる 4 回の交渉で参加国は協定に合意した。

2. 新協定の主な内容・論点

新協定は、現行協定の枠組みを踏襲しつつ、近年の森林、木材貿易を巡る状況、機関の安定的な財源確保の方策などを考慮したものとなった。

(1) 序文及び目的 (第 1 条)

序文及び目的 (第 1 条) に、「森林法施行の改善」、「違法伐採及び関連する熱帯木材の貿易への取組」などを記述したほか、「非木材林産物」、「環境サービス」の重要性について言及した。

(2) 理事会における票の配分 (第 10 条)

消費国の票の配分について、これまでの 3 年間の熱帯木材の純輸入量の平均との規定を 5 年間の平均としたほか、票の配分の見直しの際に票数が増加する場合はそれまでの票数の 105% を超えないこと、超過分の票は消費国間で比例配分することが盛り込まれた。

(3) 運営勘定 (第 19 条)

協定の運用に必要な費用について、給与、設備、旅費など基礎的な運営経費と、通信、専門家会合、広報など核となる活動経費との二つに区分し、前者は生産国と消費国で平等に分担、後者は 20:80 で分担することとし、後者 (核となる活動経費) は前者 (基礎的な運営経費) の 3 分の 1 を超えないことを定めた。

(4) 特別勘定 (第 20 条)

特別勘定の下に、特定のテーマ (課題) に関する政策活動・プロジェクト活動への任意拠出の受け皿として「テーマ・プログラム副勘定」を創設し、一般のプロジェクト活動への任意拠出の受け皿としての「事業 (プロジェクト) 副勘定」とともに二つの副勘定に再編。また、生産国の主張により、「適切な財政水準を獲得するよう努める」との表現が挿入された。

(5) 効力発効 (第 39 条)

2008 年 2 月 1 日以降発効することとした (新協定発効まで現行協定を延長)。